

|     |           |      |        |
|-----|-----------|------|--------|
| 制定日 | 2003.1.10 | 文書番号 | S003   |
| 改訂日 | 2016.8.8  | 版番   | Ver8.1 |

# S003

## ICMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用規定

Ver.8.1

|     |                     |   |
|-----|---------------------|---|
| 1.  | 適用範囲                | 3 |
| 2.  | ISMS 認証マークの表示       | 3 |
| 2.1 | ICMS 認証ロゴマーク        | 3 |
| 2.2 | JIPDEC「認定シンボル」      | 4 |
| 3.  | ISMS 認証マークの表示上の注意   | 5 |
| 4.  | ISMS 認証マークの適用条件     | 5 |
| 5.  | ISMS 認証マーク使用上の制限    | 6 |
| 6.  | 認証の表明及び引用について       | 6 |
| 7.  | 登録範囲縮小時の処理          | 6 |
| 8.  | 適用期間                | 7 |
| 9.  | 認証登録証・審査報告書について     | 7 |
| 10. | ISMS 認証マークの電子データの管理 | 7 |
| 11. | ISMS 認証マークの使用中止     | 7 |
| 12. | ISMS 認証マークの使用状況の確認  | 8 |
| 13. | 違反に対する処置            | 8 |

## 1. 適用範囲

この規程は、国際マネジメントシステム認証機構(以下、当機構という)の認証ロゴマーク(以下、ICMS 認証ロゴマークという)及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会(以下、JIPDECという)の認定シンボルを、当機構の認証登録の対象者(以下、クライアントという)が使用する場合の、ICMS 認証ロゴマーク及び認定シンボル(以下、ISMS 認証マークという)の表示・適用条件等、及び認証表明及び引用時の適用条件等について定めております。

## 2. ISMS 認証マークの表示

### 2.1 ICMS 認証ロゴマーク

基本構成及び基本色は下記の通りとなります。

- ① ICMS 認証ロゴマークは、ロゴ部及び登録番号により構成されております。登録番号は、当機構が付与したクライアント固有の番号で、認証登録証に記載されています。
- ② 基本表示は、指定色によるカラー表示とします。ただし、単色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。
- ③ 色指定は、別紙附属書のとおりとなります。

#### 《ICMS 認証ロゴマークの表示例》

ICMS ロゴ部: 商標登録第 4874011 号

白ヌキ

指定色または黒  
フォント指定なし

認証登録番号(例) / 認証規格

※ xxxx は 4 桁の数字です。  
クライアント毎に順次付番されま  
す。

※ 『JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)』  
の表記は『JIS Q 27001』に略す  
ことができます。

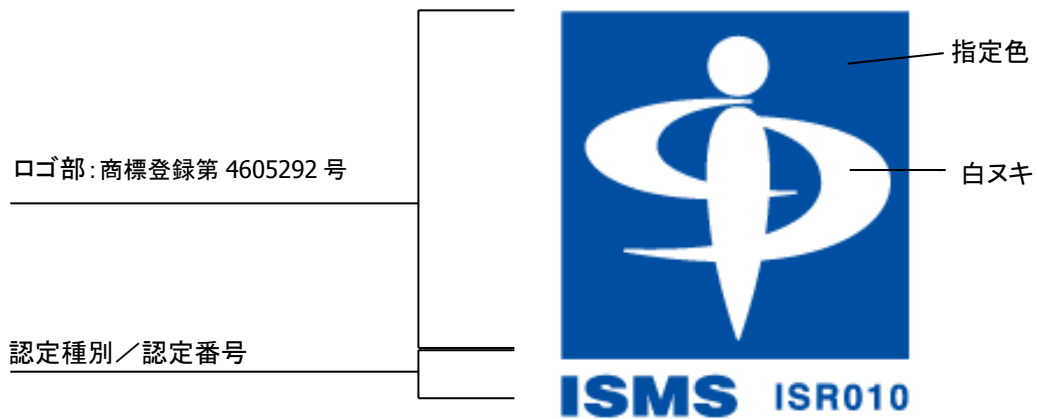
※ 『JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)』  
の後ろに JIS Q 27001:2014 など  
のバージョンを入れることも可能  
です。

JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)  
ISMS ICMS-SRxxxx

## 2.2 JIPDEC「認定シンボル」

基本構成は、ロゴ部、認定種別/認定番号の組み合わせとします。

認定番号 **ISR010** は、JIPDEC から当機構が認定されたことを示す固有の番号となります。基本表示は、指定色によるカラー表示とします。ただし、単色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。色指定は、別紙附属書のとおりとなります。



### 3. ISMS 認証マークの表示上の注意

- ① ISMS 認証マークを縮小または拡大して表示する場合は、各部の寸法比を同一とし、かつ各部が明瞭に判別できなければなりません。
- ② クライアントは、当機構より登録を受けている事を明示するために ISMS 認証マークを使用できます。クライアントが ISMS 認証マークを使用する場合は、登録番号および認証基準とともに表示しなければなりません。これらの表示がない場合、不正使用とみなされる可能性があります。
- ③ クライアントが JIPDEC「認定シンボル」を表示する場合は、必ず当機構の ICMS 認証ロゴマークと並べて表示しなければなりません。この場合、ISMS 認証マークの関係が明確で、かつ明確に識別できなければなりません。JIPDEC「認定シンボル」単独で表示することはできません。

▽マークを並べて表示する場合



備考：クライアントが当機構の ICMS 認証ロゴマークを表示する場合は、当機構が JIPDEC より認定を受けている事を示すために、上記のとおり JIPDEC「認定シンボル」と並べて枠を囲んで表示ください。なお、枠の中の背景は白抜きが望ましい。

### 4. ISMS 認証マークの適用条件

- ① ISMS 認証マークの使用は、特記のない限り本規程記載の遵守を条件とし、当機構の基準により認証登録された範囲内で使用する事ができます。
- ② クライアントは、カタログ、宣伝用資料、ホームページ等に ISMS 認証マークを使用する場合は、認証登録された範囲を明記しなければなりません。また貴社のロゴや社名、商品名、サービス名等よりも ISMS 認証マークを大きく使用することはできません。
- ③ クライアントが ISMS 認証マークを使用する場合、認証登録された範囲を明記する必要があり、下記を参考に範囲を表示願います。
  - 1)パンフレットや説明書などに使用する場合、認証登録された範囲を明記してください。
  - 2) ISMS 認証マークを付した封筒などに入れる物は、認証登録された範囲の文書、広告、パンフレットとしてください。
  - 3)ホームページなどに表示する場合、認証登録された範囲を表示してください。

ホームページ上の認証登録範囲の表示や認証をアピールする方法として当機構 Web サイト上の認証登録簿にリンクすることをお勧めいたします。

リンク先 URL : <https://www.icms.co.jp/examination/iso27001/progress/company.xx.html>

※下線の **xx** は貴社認証登録番号の数字に変換ください。

- ④ クライアントは、認証登録された適用範囲の業務に従事する要員に限定して、名刺に ISMS 認証マークを使用する事ができます。但し、認証登録された範囲以外が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用することはできません。

(例：認証登録された範囲外の拠点が表示されている場合等)

適用範囲の業務に従事しない要員(役員を含む)は、認証登録された適用範囲を明示の上、JIPDEC 認定シンボルを除いた ICMS 認証ロゴマークのみを名刺に使用する事ができます。

また、社長自らが ISMS 責任者(マネジメントレビュー実施者)の場合、認証登録された適用範囲を明示の上、名刺に ISMS 認証マークを使用する事ができます。

なお、貴社のロゴや社名よりも ISMS 認証マークを大きく使用することはできません。

## 5. ISMS 認証マーク使用上の制限

- ① ISMS 認証マークは、クライアントの製品や場所に対して使用することはできません。また、製品、サービス、場所、認証登録された範囲外の活動及び事業所が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用することもできません。
- ② クライアントが行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書又は証明書に、ISMS 認証マークを表示することはできません。

## 6. 認証の表明及び引用について

- ① 製品の包装又は付帯情報に認証を表明する事ができます。その場合は、以下を含めてください。
- ・クライアント名(ブランド名も含む)
  - ・マネジメントシステムの種類及びその適用規格(例:JIS Q 27001:2014)
  - ・当機構名

備考:製品の包装とは、製品を分解したり、損傷せずに取り外しできるものです。

付帯情報とは、単独で入手できる若しくは容易に取り外し可能なもの、種別ラベルや識別プレートは製品の一部とみなします。

- ② クライアントの製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているとの誤解を生じるような方法で認証を引用及び表明することはできません。
- ③ 認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいと受け取られるような引用をすることはできません。
- ④ 認証に関して誤解を招く方法での表明や、他者による表明を認めてはいけません。
- ⑤ 当機構及び／又は認証システムの評価を損ない又は社会的信用を失墜させる方法でその認証の引用をすることはできません。

## 7. 登録範囲縮小時の処理

クライアントは、認証登録された範囲を縮小した場合、縮小した範囲に関する ISMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用を中止しなければなりません。

備考：クライアントは、認証登録された範囲を縮小した場合、その旨を当機構に届出ると共に、その範囲に  
関係する ISMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用を直ちに中止しなければなりません。更に、  
範囲縮小により認証登録対象外となる業務に従事する者に対して、名刺での使用を含め、ISMS 認  
証マークの使用、認証の表明及び引用を中止させなければなりません。

## 8. 適用期間

ISMS 認証マークは、認証登録の有効期限内においてのみ使用する事ができます。

## 9. 認証登録証・審査報告書について

認証登録証および審査報告書またはその一部を、誤解を招く方法で使用したり、他者による使用を認めて  
はいけません。

コピー開示の条件：

- ① 文書全体が完全に写っていること。
- ② 「コピー」と判るよう明示すること。
- ③ WEB サイトへ掲示する場合は PDF 等、第三者が加工できない状態にすること。
- ④ 認証登録証のコピーは適用範囲内のロケーションで掲示いただくことが原則ですが、適用範囲に含ま  
れていないロケーションで使用する場合には、第三者に誤解を与えないようにしなければなりません。
- ⑤ コピーを提出や配布をする場合は、提出先および配布先を明確にすること。

## 10. ISMS 認証マークの電子データの管理

- ① クライアントは、当該データの保護及び漏洩防止のための適切な管理を行うこと。
- ② クライアントは、外部の業者に当該データを提供する場合、提供先にデータの保護及び漏洩防止のた  
めの適切な管理を要求すること。また、当機構が要請した場合、提出先業者の一覧を提示すること。
- ③ クライアントは、ISMS 認証マークを使用できない状況になった場合、当該データを確実に廃棄しなけ  
ればなりません。

## 11. ISMS 認証マークの使用中止

- ① クライアントは、当機構から認証の取り消しを受けた場合は、ISMS 認証マークの使用、認証の表明及  
び引用を中止しなければなりません。
- ② クライアントは、当機構から ISMS 認証マークの使用中止指示を受けた場合は、速やかに当該マーク  
の使用、認証の表明及び引用を中止しなければなりません。

## 12. ISMS 認証マークの使用状況の確認

当機構は、毎審査時にクライアントにおける ISMS 認証マークの使用状況について確認します。また、随時ホームページ等を確認し、その使用状況を確認します。その際に不適切な使用が認められた場合は、速やかに是正しなければなりません。

## 13. 違反に対する処置

クライアントが本規定に違反した場合、当機構は、是正処置の要求、ISMS 認証マークの使用中止、登録の取消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講じます。

備考：違反したクライアントに対して講じた処置の結果については、当機構は JIPDEC に報告しなければなりませんので予めご了承ください。